

岡山大学大学院ヘルスシステム統合科学研究科規程

Regulations of Graduate School of Interdisciplinary Science and Engineering in Health Systems, Okayama University

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人岡山大学管理学則（平成16年岡大学則第1号）及び岡山大学大学院学則（平成16年岡大学則第3号。以下「大学院学則」という。）の規定に基づき、岡山大学大学院ヘルスシステム統合科学研究科（以下「研究科」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(研究科の目的)

第2条 研究科は、医療現場を構成する人々としくみ（ヘルスシステム）の課題解決のため統合科学的アプローチを用いて、総合的、学際的な教育研究を行い、科学・技術の探究と発展に資するとともに、豊かな学識と高度な研究能力を備えた、社会的要請に応ずる人材を養成することを目的とする。

(自己評価)

第3条 研究科は、研究科に係る点検及び評価を行い、その結果を公表する。

2 前項の結果は、岡山大学（以下「本学」という。）の職員以外の者による検証を受けるよう努めるものとする。

3 自己評価に関し必要な事項は、別に定める。

(教育研究等の状況の公表)

第4条 研究科は、研究科に係る教育研究及び組織運営の状況について、定期的に公表する。

(組織的研修)

第5条 研究科は、研究科の教育を担当する教員の教育内容及び教育方法の改善を図るため、組織的な研修及び研究を実施する。

(課程)

第6条 研究科の課程は、前期2年の博士課程（以下「博士前期課程」という。）及び後期3年の博士課程（以下「博士後期課程」という。）に区分し、博士前期課程は、修士課程として取り扱う。

(専攻及び講座)

第7条 博士前期課程に、ヘルスシステム統合科学専攻を置く。

2 博士後期課程に、ヘルスシステム統合科学専攻及びヘルスシステム統合科学講座を置く。

(部門)

第8条 研究科に、教育研究及び運営上必要な組織として、次に掲げる部門を置く。

一 バイオ・創薬部門

二 医療機器医用材料部門

三 ヘルスケアサイエンス部門

四 ヒューマンケアイノベーション部門

2 研究科を担当する教員は、原則として、その専門領域に基づきいずれか一つの部門を担当する。

(授業担当及び研究指導)

第8条の2 研究科の授業は教授、准教授、講師又は助教が担当する。

2 研究科は、各授業科目について、当該授業科目を担当する教員以外の教員、学生その他の本学が定める者に補助させることができ、また、十分な教育効果を上げることができると認められる場合は、当該授業科目を担当する教員の指導計画に基づき、当該授業科目を担当する教員以外の教員に授業の一部を分担させることができる。

3 研究科の研究指導は、教授又は准教授が担当するものとする。ただし、必要があると認めるときは、講師又は助教に担当又は分担させることができる。

(研究科長)

第9条 研究科に、研究科長を置く。

2 研究科長は、研究科に関する事項を総括する。

3 研究科長の選考に関し必要な事項は、別に定める。

(副研究科長)

第10条 研究科に、副研究科長を置く。

2 副研究科長は、岡山大学学術研究院ヘルスシステム統合科学学域所属の教授のうちから研究科長が指名し、学長に推薦する。

3 副研究科長の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、指名した研究科長の任期を超えることはできない。

4 副研究科長に関し必要な事項は、別に定める。

(部門長)

第11条 研究科の部門に部門長を置く。

2 部門長に関し必要な事項は、別に定める。

(教授会)

第12条 研究科に、岡山大学大学院ヘルスシステム統合科学研究科教授会（以下「教授会」という。）を置く。

2 教授会に関し必要な事項は、別に定める。

(教育課程)

第13条 研究科は、その教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設するとともに学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）の計画を策定し、体系的に教育課程を編成する。

(学位プログラム)

第13条の2 第7条第1項及び第2項に定めるヘルスシステム統合科学専攻にそれぞれヘルスシステム統合科学学位プログラムを置く。

2 ヘルスシステム統合科学学位プログラムにおける授業区分と授業科目の対応については、別表1のとおりとする。

(教育方法)

第14条 研究科における教育は、授業科目の授業及び研究指導によって行う。

2 授業は、講義、演習、若しくは実習のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

3 研究科は、大学院学則第9条第1項の規定により準用する岡山大学学則（平成16年岡大学則第2号）第10条第4項の規定に基づき文部科学大臣が別に定めるところにより、第1項の授業の一部を、校舎及び附属施設以外の場所で行うことができる。

(教育方法の特例)

第15条 研究科において教育上特別の必要があると認めるときは、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行う。

(授業科目等)

第16条 研究科の授業科目、単位数は別表2及び別表3のとおりとする。ただし、別表2及び別表3に掲げる授業科目のほか、教授会の議を経て特別に授業科目を開設することがある。

2 研究科における研究指導については、別に定める。

(特別コース)

第17条 博士前期課程に次の特別コースを置く。

一 英語コース

二 医学物理コース（履修可能な学生は、ヘルスケアサイエンス部門長が許可した者に限る。）

2 別表2の規定にかかわらず、英語コースの統合科目については、別表2-2のとおりとする。

3 別表2の規定にかかわらず、医学物理コースの統合科目については、別表2-3のとおりとする。

(指導教員等)

第18条 授業科目の履修の指導及び研究指導を行うため、学生ごとに指導教員を定める。

2 指導教員の変更は認めない。ただし、特別の事情があるものに限り、許可することがある。

3 各課程における指導教員については、別に定める。

(履修方法)

第19条 博士前期課程の学生は、別表に掲げる授業科目を、その履修方法に従い、30単位以上を履修し、かつ、必要な研究指導を受けなければならない。

2 博士後期課程の学生は、別表に掲げる授業科目を、その履修方法に従い、12単位以上を履修し、かつ必要な研究指導を受けなければならない。

3 学生は、履修しようとする授業科目について、指定した期限内に所定の手続きにより研究科長に届け出なければならない。

4 前項の期限内に所定の手続きを完了しない者は、履修を認めない。ただし、特別の事情がある場合には、当該授業科目の担当教員等の承認を受けたものについて履修を認めることがある。

5 学生は、別表に掲げる授業科目のほか、本学大学院の他の研究科の授業科目を指導教員の指導を受けて履修することができる。

(長期にわたる教育課程の履修)

第20条 学生が、職業を有している等の事情により、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し課程を修了することを希望する旨を申し出たとき、研究科長は、教授会の議を経て、長期履修学生としてその計画的な履修（以下「長期履修」という。）を認めることがある。

2 前項の取扱いについては、別に定める。

(単位修得の認定)

第21条 各授業科目の単位修得の認定は、試験又は研究報告により担当教員が行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、特別研究及び演習の授業科目については、平素の成績により単位の修得を認定することができる。

(追試験)

第22条 病気その他やむを得ない事由により、正規の試験を受けることができなかった者については、追試験を行うことができる。

(単位の計算方法)

第23条 各授業科目の単位の計算は、次の基準による。

- 一 講義については、15時間の授業をもって1単位とする。
- 二 演習については、15時間又は30時間の授業をもって1単位とする。
- 三 実習については、30時間又は45時間の授業をもって1単位とする。

2 一の授業科目について講義、演習又は実習の二以上の方法の併用により行う場合の単位数の計算は、前項各号に規定する基準を考慮して別に定める。

3 前項の規定にかかわらず、学修の成果を考慮して単位を授与することが適当と認めるときは、必要な学修等を考慮して単位数を定める。

(成績の評価)

第24条 各授業科目の成績の評価は、A+、A、B、C及びFとし、A+、A、B及びCを合格、Fを不合格とする。ただし、必要と認める場合は、A+、A、B及びCの評価に代えて、修了又は認定とすることができる。

(成績評価基準等の明示等)

第25条 研究科は、学生に対して、授業及び研究指導の方法及び内容並びに1年間の授業及び研究指導の計画をあらかじめ明示する。

2 研究科は、学修の成果及び学位論文に係る評語並びに修了の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行う。

(他大学の大学院の授業科目の履修)

第26条 本学大学院の他の研究科又は他大学の大学院（外国の大学院又はこれに相当する高等教育機関等（以下「外国の大学院等」という。）を含む。以下同じ。）の授業科目を履修しようとするときは、所定の様式により指導教員を経て、研究科長に願い出るものとし、当該大学との協議に基づき、許可するものとする。

2 前項の取扱いについては、別に定める。

(入学前の既修得単位)

第27条 学生が大学院に入学する前に本学又は他大学院において履修した授業科目について、修得した単位の認定を受けようとするときは、所定の様式により研究科長に願い出て認定を受けるものとする。

2 前項の取扱いについては、別に定める。

(他大学の大学院等の授業科目の履修及び入学前の既修得単位の認定上限)

第27条の2 本学大学院の他の研究科又は他大学の大学院において履修した授業科目について修得した単位は、博士前期課程は15単位を、博士後期課程は6単位を限度として課程修了の要件となる単位とみなすことができる。

2 学生が大学院に入学する前に本学又は他大学の大学院において履修した授業科目について修得した単位は、転学等の場合を除き、15単位を限度として課程修了の要件となる単位とみなすことができる。

3 前2項の課程修了の要件となる単位とみなすことができる単位数の上限は、合わせて20単位を超えないものとする。

(他大学の大学院等の研究指導)

第28条 学生が、他大学の大学院又は研究所等において研究指導を受けようとするときは、所定の様式により指導教員を経て、研究科長に願い出るものとし、当該大学の大学院又は研究所等との協議に基づき、許可するものとする。

2 前項の取扱いについては、別に定める。

(学位論文の提出及び最終試験)

第29条 学位論文（修士の学位の授与を受けようとする者にあつては、特定の課題についての研究の成果を含む。以下この条において同じ。）は、岡山大学学位規則（平成16年岡大規則第1号）の定めるところにより、指導教員の承認を受けて指定の期限までに提出するものとする。

2 提出期限に遅れた学位論文は、受け付けない。

3 学位論文の審査及び最終試験の実施に関しては、別に定める。

(課程の修了要件)

第30条 博士前期課程の修了要件は、博士前期課程に2年以上在学し、第19条第1項に定める履修と研究指導を受けた上、当該課程の目的に応じ、修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については1年以上在学すれば足りるものとする。

2 博士後期課程の修了要件は、博士後期課程に3年以上在学し、第19条第2項に定める履修と研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については1年（2年未満の在学期間をもって修士課程又は前期2年の課程を修了した者にあつては、当該在学期間を含めて3年）以上在学すれば足りるものとする。

3 前2項の課程の修了の認定は、教授会が行う。

（学位の授与）

第31条 博士前期課程を修了した者には、修士の学位を授与する。

2 博士後期課程を修了した者には、博士の学位を授与する。

3 修士の学位に付記する専攻分野の名称は、統合科学とする。

4 博士の学位に付記する専攻分野の名称は、統合科学とする。

（転入学及び転研究科）

第32条 他大学の大学院に在学する者で研究科に転入学又は本学大学院の他の研究科に在学する者で、研究科に転研究科を志願する者があるときは、研究科長に願い出るものとし、教授会の議に基づき、許可するものとする。

2 研究科に在学する学生が、他大学の大学院に転入学又は本学大学院の他研究科に転研究科を志願するときは、研究科長に願い出て、その許可を得なければならない。

3 前2項の取扱いについては、別に定める。

（再入学）

第33条 研究科を退学した者が、再入学しようとするときは、研究科長に願い出るものとし、教授会の議に基づき、許可するものとする。

2 前項の取扱いについては、別に定める。

（留学）

第34条 外国の大学院等へ留学しようとするときは、所定の様式により指導教員を経て、研究科長に願い出るものとし、当該大学院等との協議に基づき、許可するものとする。

2 前項の取扱いについては、別に定める。

（科目等履修生）

第35条 本学大学院の学生以外の者で、科目等履修生として研究科の授業科目の履修を志願する者があるときは、選考のうえ、入学を許可するものとする。

2 科目等履修生の取扱いについては、別に定める。

（特別聴講学生）

第36条 他大学の大学院の学生で、特別聴講学生として研究科の授業科目の履修を志願する者があるときは、当該大学との協議に基づき、許可するものとする。

2 特別聴講学生の取扱いについては、別に定める。

（研究生）

第37条 研究科において特定の事項について研究を志願する者があるときは、指導予定教員の承認を得たものについて、選考のうえ、入学を許可するものとする。

2 研究生の取扱いについては、別に定める。

（特別研究学生）

第38条 他大学の大学院の学生で、研究科の特別研究学生として研究指導を受けることを志願する者があるときは、当該大学との協議に基づき、許可するものとする。

2 特別研究学生の取扱いについては、別に定める。

（雑則）

第39条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、教授会の議を経て研究科長が定める。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年11月1日から施行し、平成30年度入学生から適用する。

附 則

この規程は、令和元年7月1日から施行し、平成30年度入学生から適用する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 令和2年度以前の入学者及び進学者については、改正後の第21条、第27条の2及び別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 令和3年度以前の入学者及び進学者については、改正後の別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、令和4年10月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 令和4年度以前の入学者及び進学者については、改正後の別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 令和5年度以前の入学者及び進学者については、改正後の別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 令和6年度以前の入学者及び進学者については、改正後の別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表 1

博士前期課程

学位プログラムに定める授業区分		授業科目
研究科共通科目	各学位プログラム概論（導入科目）	ヘルスシステム統合科学序論
大学院共通科目	リーダーシップとSDGs	リーダーシップとSDGs
	特別研究*	ヘルスシステム統合科学特別研究
	プロジェクト・マネジメント実習*	実践ヘルスシステム統合科学
プログラム専門科目	プログラム科目	上記以外の必修・選択必修・専門科目
	演習科目	ヘルスシステム統合科学特別研究

*キャップストーン科目

博士後期課程

学位プログラムに定める授業区分		授業科目
研究科共通科目	各学位プログラム概論（導入科目）	ヘルスシステム統合科学特論
大学院共通科目	プラクティカム*	ヘルスシステム統合科学アドバンスインターンシップ
	特別演習	ヘルスシステム統合科学特別研究
プログラム専門科目	プログラム科目	専門科目

*キャップストーン科目

別表

2 前期課程 ヘルスシステム統合科学専攻

科目 区分	授業科目の名称	配当 年次	単位数			備 考
			必修	選択 必修	選択	
統 合 科 目	ヘルスシステム統合科学特別研究	1～2	10			
	医学研究概論	1	1			
	実践ヘルスシステム統合科学	1	1			
	ヘルスシステム統合科学序論	1	1			
	ヘルスシステム統合科学総論	1	1			
	倫理総論	1	1			
	技術表現発表学	1	2			
	ヘルスシステム統合科学専門英語	1	1			
	リーダーシップとSDGs	1	2			
	医療管理	1		1		
	医療政策	1		1		
	ケアの比較文化論	1		1		
	先進病院実習	1		2		
	ヘルスシステム統合科学インターンシップ	1		2		
	ビッグデータ構築・解析学	1～2		1		
	医療ビジネスマネジメント概論	1		1		
	老年人文学	1～2		1		
	バイオ・創薬科学概論	1～2		1		
	医療機器材料科学概論	1～2		1		
	ヒューマンケアイノベーション概論	1～2		1		
	ヘルスケアサイエンス概論	1～2		1		
専 門 科 目	人工生体機能分子設計学	1～2			1	
	分子酵素学	1～2			1	
	分子生理学	1～2			1	
	遺伝子機能制御工学	1～2			1	
	細胞内シグナル伝達科学	1～2			1	
	細胞機能工学	1～2			1	
	生体材料設計学	1～2			2	
	生体材料科学	1～2			1	
	RNA工学	1～2			1	
	蛋白質分子工学	1～2			1	
	分子細胞生物学	1～2			1	
	オルガネラシステム工学	1～2			1	
	生体分子輸送学	1～2			1	
	組織工学概論	1～2			1	
	情報学習理論	1～2			1	
	ネットワークアーキテクチャⅠ	1～2			1	
	ネットワークアーキテクチャⅡ	1～2			1	
	実験データ処理のための統計入門	1～2			1	
	センサデバイス学	1～2			1	
	光計測工学特論	1～2			1	
	認知神経科学	1～2			2	
	生体信号処理特論	1～2			2	
	ヘルスプロモーション科学	1～2			2	
	ヘルスシステムマネジメント学	1～2			1	
	看護科学Ⅰ	1～2			1	
	生命健康情報理工学特論Ⅰ	1～2			1	
	生命健康情報理工学特論Ⅱ	1～2			1	
	生命健康情報理工学演習	1～2			1	
	放射線治療品質管理学特論	1～2			1	
	放射線治療品質管理学演習	1～2			1	
	生体情報解析学Ⅰ	1～2			1	

専 門 科 目	生体情報解析学Ⅱ	1～2		1
	医療対話学	1～2		2
	機能修復医学特論	1～2		1
	臨床科学概論	1～2		1
	医療システムデザイン学	1～2		1
	老いと看取りと死の日本文化論Ⅰ	1～2		1
	老いと看取りと死の日本文化論Ⅱ	1～2		1
	宗教と哲学から考える共生	1～2		1
	身体をめぐる宗教哲学思想	1～2		1
	高齢社会科学技术論Ⅰ	1～2		1
	高齢社会科学技术論Ⅱ	1～2		1
	臨床死生学Ⅰ	1～2		1
	臨床死生学Ⅱ	1～2		1
	医療福祉制度比較論	1～2		1
	ソーシャルイノベーション論	1～2		1
	医療関係法Ⅰ（医療行為法）	1～2		1
	医療関係法Ⅱ（医療機関法）	1～2		1
	AIと動物の倫理学	1～2		1
	リスクマネジメント概論	1～2		1
	イノベーションのマネジメントⅠ	1～2		1
	イノベーションのマネジメントⅡ	1～2		1

履修方法

- 1 指導教員の指導により、30単位以上（統合科目については、必修科目20単位、選択必修科目4単位以上）を修得すること。
- 2 他研究科の授業科目を履修し取得した単位は、専門科目として修了要件に算入することができる。

2-2 前期課程 英語コース

科目 区分	授業科目の名称	配当 年次	単位数			備 考
			必修	選択 必修	選択	
統 合 科 目	ヘルスシステム統合科学特別研究	1～2	10			
	医学研究概論	1	1			
	リーダーシップとSDGs	1	2			
	実践ヘルスシステム統合科学	1	1			
	ヘルスシステム統合科学序論	1	1			
	ケアの比較文化論	1	1			
	倫理総論	1	1			
	技術表現発表学	1	2			
	ヘルスシステム統合科学専門英語	1	1			
	ヘルスシステム統合科学インターンシップ	1		2		
	バイオ・創薬科学概論	1～2		1		
	医療機器材料学概論	1～2		1		
	ヒューマンケアイノベーション概論	1～2		1		
	ヘルスケアサイエンス概論	1～2		1		
	バイオ・創薬科学Ⅰ	1～2		2		
	バイオ・創薬科学Ⅱ	1～2		2		
	医用機器材料学詳論Ⅰ	1～2		2		
	医用機器材料学詳論Ⅱ	1～2		2		
	ヘルスケアサイエンスⅠ	1～2		2		
	ヘルスケアサイエンスⅡ	1～2		2		
	ヒューマンケアイノベーション基礎	1～2		2		
	ヒューマンケアイノベーション応用・実践	1～2		2		

2-3 前期課程 医学物理コース

科目 区分	授業科目の名称	配当 年次	単位数			備 考
			必修	選択 必修	選択	
統 合 科 目	ヘルスシステム統合科学特別研究	1～2	10			
	医学研究概論	1	1			
	実践ヘルスシステム統合科学	1	1			
	ヘルスシステム統合科学序論	1	1			
	ヘルスシステム統合科学総論	1	1			
	倫理総論	1	1			
	技術表現発表学	1	2			
	ヘルスシステム統合科学専門英語	1	1			
	リーダーシップとSDGs	1	2			
	医療管理	1		1		
	医療政策	1		1		
	ケアの比較文化論	1		1		
	先進病院実習	1		2		
	ヘルスシステム統合科学インターンシップ	1		2		
	ビッグデータ構築・解析学	1～2		1		
	医療ビジネスマネジメント概論	1		1		
	老年人文学	1～2		1		
	バイオ・創薬科学概論	1～2		1		
	医療機器材料学概論	1～2		1		
	ヒューマンケアイノベーション概論	1～2		1		
	ヘルスケアサイエンス概論	1～2		1		
	研究方法論応用	1～2	1			
	悪性腫瘍の管理と治療	1～2	1			
	医療倫理と法律的・社会的問題 *1	1～2	0.5			
	医療対話学（コミュニケーションスキル） *2	1～2	0.5			
	がんチーム医療実習	1～2	0.5			
	医療情報学	1～2	0.5			
	がんのベーシックサイエンス・臨床薬理学 *3	1～2		1		
	がんの病理診断・放射線診断学 *3	1～2		0.5		
	臓器別がん治療各論 *3	1～2		2		
	がん緩和治療 *3	1～2		0.5		

*1の授業科目は「医療関係法Ⅰ（医療行為法）」又は「医療関係法Ⅱ（医療機関法）」で修得した単位をもって代えることができる。

*2の授業科目は「医療対話学」で修得した単位をもって代えることができる。

*3の授業科目の中から2単位以上修得すること。

※上記の統合科目に加え、専門科目の「放射線治療品質管理学特論」及び「放射線治療品質管理学演習」も必修科目とする。

別表

3 後期課程 ヘルスシステム統合科学専攻

科目 区分	授業科目の名称	単位数		備考
		必修	選択	
統合 科目	ヘルスシステム統合科学特論	1		
	ヘルスシステム統合科学特別研究	4		
	ヘルスシステム統合科学アドバンストインターンシップ	2		
専 門 科 目	生体機能制御学		1	
	酵素機能解析学		1	
	1 分子生理学		1	
	シグナル伝達創薬		1	
	細胞機能開発学		1	
	生体素材開発学		1	
	生体材料表面科学		1	
	化学生物学		1	
	蛋白質分子設計学		1	
	生物物理学		1	
	オルガネラ機能情報設計学		1	
	分子輸送学		1	
	組織工学特論		1	
	情報数理論		1	
	ネットワーク性能評価論		1	
	センサデバイス工学		1	
	計測システム応用学		1	
	画像処理・コンピュータビジョン特論		1	
	神経医工学		1	
	生体信号計測学		1	
	複合機能設計学		1	
	細胞制御材料学		1	
	組織再建材料学		1	
	機能修復医学		1	
	インタープロフェッショナルワーク論		2	
	医療組織行動研究		1	
	看護科学Ⅱ		1	
	生命健康情報理工学特講Ⅰ		1	
	生命健康情報理工学特講Ⅱ		1	
	生体機能情報学特講		2	
	医療技術臨床応用学		1	
	医療システムデザイン特論		1	
	医薬品医療機器等法特論		1	
	研究倫理と法特論		1	
	医療機器関連法特論		1	
	人間共生哲学思想特論		1	
	老いと看取りと死の日本文化特論		1	
	日本思想史・文化史特論		1	
	科学技術開発論		1	
	臨床死生学特論		1	
	医療ビジネスマネジメント論		1	
	リスクマネジメント論		1	
	イノベーションのマネジメント特論		1	

履修方法

指導教員の指導により、12単位以上（必修科目7単位、選択科目5単位以上）を修得すること。